

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	地方税及び保険料の徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本村は、地方税及び保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

美浦村長

## 公表日

令和8年3月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に基づき軽自動車税、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収事務を行っている。 ①各税等の決定した調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③上記②により、過誤納が判明した場合は納税者に還付する。納税者が還付金受領に関し公金受取口座の利用を希望する場合は、情報提供ネットワークシステムによる情報連携で口座情報を取得する。 ④金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、地方税統一QRコード、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ⑤納期限までに徴収できない場合、督促状を発行する。 ⑥滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑦上記⑥を経た滞納者に対し地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑧納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 ⑨上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。 ⑩システムの運用については、企画財政課で行う。
③システムの名称	統合収納管理システム、統合滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、バックアップシステム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、情報提供ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 収納情報ファイル 2. 滞納情報ファイル 3. 口座情報ファイル 4. 共通宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表の24、44、85、100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 48、69、117、132
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部収納課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
企画財政課	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地 美浦村総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 請求先」と同じ
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに準じ、マイナンバー登録実施時に基本4情報又は指名・生年月日・住所の3情報の確認を実施している。 村税の徴収に関する事務においては、業務システム等への登録時に複数人による確認を実施している。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> <b>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</b> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	アクセス権限の所属・雇用形態別分断の実施、及び退職者権限の速やかな抹消をシステム管理担当で実施している。 また、離席時のログインカード取り外しによる端末ロックにより、自身以外の端末・システムへのアクセスを防いでいる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務①事務の名称	地方税の徴収に関する事務	地方税及び保険料の徴収に関する事務	事後	
平成28年9月20日	1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税、個人住民税、固定資産税の徴収事務を行っている。	地方税法等の規定に基づき軽自動車税、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保	事後	
平成28年9月20日	1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、共通宛名システム、固定資産税シ	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、固定資産税シ	事後	
平成28年9月20日	2. 特定個人情報ファイル名	1. 収納情報ファイル	1. 収納情報ファイル 2. 滞納情報ファイル 3. 口座情報ファイル 3. 共通宛名ファイル	事後	
平成28年9月20日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条	事後	
平成28年9月20日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	課長 高橋 利夫	課長 菅野 眞照	事後	
平成29年4月14日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	課長 菅野 眞照	課長 濱田 勘木	事後	
令和1年6月25日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	課長 濱田 勘木	課長	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策			事後	様式追加によるもの
令和5年3月29日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務	(本文省略) ①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。	①各税等の決定した調定に対し消込処理を行う。	事前	
令和5年3月29日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③シ	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、固定資産税シ	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、固定資産税シ	事前	
令和5年3月29日	I関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条	事後	
令和5年3月29日	I関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携①	実施しない	実施する	事前	
令和5年3月29日	I関連情報4. 情報ネットワークシステムによる情報連携②法		番号法第19条第8号別表第二 27項	事前	
令和5年3月29日	IIIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	PIAの再実施による見直し
令和5年3月29日	IIIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	PIAの再実施による見直し
令和5年3月29日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		十分である	事前	
令和8年3月10日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③シ	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、固定資産税シ	統合収納管理システム、統合滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、固	事前	
令和8年3月10日	I関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条	事後	
令和8年3月10日	I関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	番号法第19条第8号別表第二 27項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号	事後	
令和8年3月10日	IIIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	PIAの再実施による見直し
令和8年3月10日	IIIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	PIAの再実施による見直し
令和8年3月10日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業			事後	様式追加によるもの

